

## 岩倉市告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度に本市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品等」という。）に係る競争入札（オープンカウンタを含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和7年11月19日

岩倉市長 久保田桂朗

### 1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 国税、愛知県税及び岩倉市税が未納である者
- (4) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けている者
- (5) 入札参加資格審査申請書及び添付書類等に虚偽の記載をした者

### 2 営業種目

競争入札に参加する資格を得ようとする者の営業種目については、別表1のとおりとする。

### 3 入札参加資格審査申請書の提出方法

#### (1) 受付期間

##### ア 定時受付

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

##### イ 隨時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年2月15日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

#### (2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信する。

アドレス：<https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(3) 添付書類（各種証明書等）

上記(2)による申請後、次の書類を添付書類として各1部提出すること。添付書類は、鮮明なものであれば複写機による写しでも差し支えないが、証明書については証明年月日が申請データ送信日からさかのぼって3月以内のものとする。

ア 共通審査自治体に提出する書類

(ア) 別送書類送付書

あいち電子調達共同システム（物品等）から印刷したもの

(イ) 登記事項証明書等

- ・ 法人：履歴事項全部証明書
- ・ 個人：代表者の本籍地の市区町村長が発行した身分（元）証明書及び法務局が発行した代表者の登記されていないことの証明書

(ウ) 納税証明書（国税）

- ・ 法人：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書  
(その3の3)
- ・ 個人：申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書  
(その3の2)

(エ) 納税証明書（愛知県税）（ただし、共通審査自治体が愛知県の場合は、不要とする。）

a 愛知県に納税義務がある者

- ・ 法人：法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）
- ・ 個人：個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）

b 愛知県に納税義務がない者

「愛知県税の納税義務がないことの申出書」

イ 岩倉市に提出する書類

(ア) 別送書類送付書

あいち電子調達共同システム（物品等）から印刷したもの

(イ) 納税証明書（岩倉市税）

a 岩倉市に納税義務がある者

- ・ 法人：法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税種別割の納税証明書（未納がない証明書でも可）
- ・ 個人：市県民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自

動車税種別割、国民健康保険税の納税証明書（未納がない証明書でも可）

- b 岩倉市に納税義務がない者
  - ・岩倉市に納税義務がなく、別送書類送付書以外に提出する書類がない場合、別送書類送付書の提出は不要とする。

(4) 添付書類の提出期限

ア 定時受付

(2)により送信した日から 7 日以内（ただし、最終提出期限は、令和 8 年 2 月 24 日（火）必着）

イ 隨時受付

(2)により送信した日から 7 日以内。なお、提出期限の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までに当たる場合はその日以後の最初の平日までに必着とする。

(5) 添付書類の提出先

岩倉市栄町一丁目 66 番地（郵便番号 482-8686）

岩倉市役所 会計管財課 契約管財グループ

4 資格審査

1 の競争入札に参加できない者に該当しないことを確認する。

5 結果通知

資格審査の結果については、あいち電子調達共同システム（物品等）により通知する。

6 資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和 8 年 4 月 1 日）から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

7 変更等の届出

申請内容に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（物品等）により市長に届け出なければならない。

8 資格の取消し等

入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となったときは、当該資格を取り消し、又はその者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときも、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは製品を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨

## げた者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

## 10 その他

- (1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和8・9年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

別表 1

業 務	営 業 種 目
物品の製造・販売	コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品
物品の買受け	不用品買受
役務の提供等	建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等